秋田県公報

毎週火・金曜日発行

目　次

ページ

規　則

○秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則（六一・税務課）……………………………1

規　則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第六十一号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第五条の二第二項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条を第五条とする。

第六条の二第一項中「第四十八条の二第一項」を「第四十八条の三第一項」に改め、「記載した」の下に「別に定める様式による」を加え、同条第二項中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の三第二項」に改め、「記載した」の下に「別に定める様式による」を加え、同条第三項中「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の三第三項」に改め、「記載した」の下に「別に定める様式による」を加える。

第八条の表中「条例第八条第二項｜課税地指定通知書｜様式第三号」、

「第六条の二第一項｜納税管理人申告（承認申請）書｜様式第五号
第六条の二第二項｜納税管理人変更申告（変更承認申請）書｜様式第五号の二
第六条の二第三項｜納税管理人選定不要認定申請書｜様式第五号の三」、

「法第二十条の九の三第一項及び第二項｜更正請求書｜様式第六号の二」、「法第二十条の十一｜納税証明書交付申請書｜様式第七号」、

「法第十九条の六第一項｜不服申立通知書｜様式第九号
法第十九条の六第二項において準用する同条第一項｜不服申立裁決（決定）通知書｜様式第十号」、

「審査法第十七条第二項｜送付書｜様式第十二号」及び

「審査法第二十二条第一項｜弁明書提出要求書｜様式第十四号
審査法第二十二条第一項｜送付書｜様式第十五号」

を削り、同条に次の一項を加える。

2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。

一　条例第八条第二項の規定による課税地指定の通知

二　法第二十条の九の三第一項及び第二項の規定による更正の請求

三　法第二十条の十の規定による納税証明書交付の申請

四　法第十九条の六第一項の規定による不服申立ての通知

五　法第十九条の六第二項において準用する同条第一項の規定による不服申立てに対する決定又は裁決の通知

六　審査法第十七条第二項の規定による審査請求書の正本又は審査請求録取書の送付

七　審査法第二十二条第一項の規定による弁明書提出の要求

八　審査法第二十二条第一項の規定による審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しの送付

第十五条の表中

「条例第九条第一項｜納付書｜様式第三十一号
条例第九条第一項｜納入書｜様式第三十二号
条例第三十九条｜払込書｜様式第三十三号」、

「法第九条の二第一項｜相続人代表者（変更）届出書｜様式第三十五号」、

「法第十五条第一項及び第二項｜徴収猶予申請書｜様式第四十五号
法第十五条第三項｜徴収猶予期間延長承認申請書｜様式第四十六号」、

「法第十五条の五第三項において準用する法第十五条第四項｜換価猶予通知書｜様式第五十一号
法第十五条の五第三項において準用する法第十五条第四項｜換価猶予期間延長通知書｜様式第五十二号」、

「法第十五条の七第二項｜滞納処分停止通知書｜様式第五十四号」、

「第十二条｜徴収金徴収受託通知書｜様式第六十五号
第十二条｜徴収金徴収嘱託通知書｜様式第六十五号の二
第十三条｜徴収金徴収引受通知書｜様式第六十六号
第十三条｜徴収金徴収引継通知書｜様式第六十六号の二
第十四条第一項｜延滞金減免申請書｜様式第六十七号」

及び「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号。以下「徴収法」という。）第五十条第一項及び徴収法第五十一条第二項｜差押換請求書｜様式第七十一号」を削り、「徴収法第五十条第二項」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号。以下「徴収法」という。）第五十条第二項」に改め、「徴収法第五十条第三項｜換価申立書｜様式第七十三号」、「徴収法第六十条第一項｜差押財産保管同意書｜様式第八十号」及び「徴収法第六十一条、徴収法第六十九条、徴収法第七十条第五項及び徴収法第七十一条第六項｜差押財産の使用等許可申立書｜様式第八十七号」を削り、「差押財産使用許可（不許可）書」を「差押財産使用等許可（不許可）書」に、「差押財産使用許可取消書」を「差押財産使用等許可取消書」に改め、

「徴収法第八十条第一項、第二項及び徴収法第八十一条｜差押解除通知書｜様式第九十五号
徴収法第八十二条第一項｜交付要求書｜様式第九十六号」、

「徴収法第八十四条｜交付要求解除通知書｜様式第九十八号
徴収法第八十五条第一項｜交付要求解除請求書｜様式第九十九号」、

「徴収法第八十六条第一項｜参加差押書書｜様式第百一号
徴収法第八十六条第一項｜参加差押調書｜様式第百二号」、

「徴収法施行令第三十九条第一項｜参加差押財産引渡通知書｜様式第百五号
徴収法施行令第三十九条第二項｜差押財産引渡依頼書｜様式第百六号」、

「徴収法施行令第四十条第四項｜参加差押財産引受通知書｜様式第百八号
徴収法第八十七条第三項｜参加差押財産換価催告書｜様式第百九号
徴収法施行令第四十一条第一項｜参加差押関係書類引渡書｜様式第百十号
徴収法第八十八条第一項において準用する徴収法第八十五条第一項｜参加差押解除請求書｜様式第百十一号」

及び

「徴収法第八十八条第一項｜参加差押解除通知書｜様式第百十三号
徴収法第九十三条｜差押財産の修理等の処分同意書｜様式第百十四号」

を削り、「徴収法第

九十六条」を「徴収法第九十六条第一項」に改め、「徴収法第百一条第一項―入札書―様式第百十八号」、「徴収法第百十三条第二項―買受代金納付期限等通知書―様式第百二十一号の二、徴収法第百十四条―買受申込等取消申出書―様式第百二十二号」、「徴収法第百十八条―売却決定通知書―様式第百二十四号」、「徴収法第百二十二条―売却決定通知書―様式第百二十六号
徴収法第百二十四条第二項―担保権の引受の方法による換価の申出書―様式第百二十七号
徴収法第百三十条第一項―債権現在額申立書（県税用）―様式第百二十八号
徴収法第百三十条第一項―債権現在額申立書（私債権用）―様式第百二十九号」及び「徴収法第百三十四条第二項―供託通知書―様式第百三十一号」を削り、同条に次の一項を加える。

2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。
一　条例第九条第一項の規定による徴収金の納付
二　条例第九条第一項の規定による徴収金の納入
三　条例第三十九条の規定による個人の県民税に係る徴収金の払込
四　法第九条の二第一項の規定による相続人代表者の指定又は変更の届出
五　法第十三条の三第三項の規定による特別徴収義務者に対する強制換価に係る軽油引取税徴収の通知
六　法第十五条第一項及び第二項の規定による徴収猶予の申請
七　法第十五条第三項の規定による徴収猶予期間延長承認の申請
八　法第十五条の五第三項において準用する法第十五条第四項の規定による換価猶予の通知
九　法第十五条の五第三項において準用する法第十五条第四項の規定による換価猶予期間延長の通知
十　法第十五条の七第二項の規定による滞納処分停止の通知
十一　第十二条の規定による徴収受託の通知
十二　第十二条の規定による徴収嘱託の通知
十三　第十三条の規定による徴収引受けの通知
十四　第十三条の規定による徴収引継ぎの通知
十五　第十四条第一項の規定による延滞金減免の申請
十六　徴収法第五十条第一項及び徴収法第五十一条第二項の規定による差押換の請求
十七　徴収法第五十条第三項の規定による換価の申立て
十八　徴収法第六十条第一項の規定による差押財産保管の同意
十九　徴収法第六十一条、第六十九条、第七十条第五項及び第七十一条第六項の規定による差押財産使用等許可の申立て
二十　徴収法第七十三条第一項の規定による電話加入権に係る差押の通知
二十一　徴収法第八十条第一項及び第二項並びに徴収法第八十一条の規定による差押解除の通知
二十二　徴収法第八十二条第一項の規定による交付要求
二十三　徴収法第八十四条の規定による交付要求解除の通知
二十四　徴収法第八十五条第一項の規定による交付要求解除の請求
二十五　徴収法第八十六条第一項の規定による参加差押え
二十六　徴収法第八十六条第一項の規定による参加差押の調
二十七　徴収法第八十六条第二項の規定による電話加入権に係る参加差押の通知
二十八　徴収法施行令第三十九条第一項の規定による参加差押財産引渡の通知
二十九　徴収法施行令第三十九条第二項の規定による差押財産引渡の依頼
三十　徴収法施行令第四十条第四項の規定による参加差押財産引受の通知
三十一　徴収法第八十七条第三項の規定による参加差押財産換価の催告
三十二　徴収法施行令第四十一条第一項の規定による参加差押関係書類の引渡し
三十三　徴収法第八十八条第一項において準用する徴収法第八十五条第一項の規定による参加差押解除の請求
三十四　徴収法第八十八条第一項の規定による参加差押解除の通知
三十五　徴収法第九十三条の規定による差押財産修理等処分の同意
三十六　徴収法第百一条第一項の規定による入札
三十七　徴収法第百十三条第二項の規定による買受代金納付期限等の通知
三十八　徴収法第百十四条の規定による買受申込等取消の申出
三十九　徴収法第百十八条の規定による売却決定の通知
四十　徴収法第百二十二条の規定による売却決定の通知
四十一　徴収法第百二十四条第二項の規定による担保権引受の方法による換価の申出
四十二　徴収法第百三十条第一項の規定による債権現在額の申立て
四十三　徴収法第百三十四条第二項の規定による供託の通知

第十九条を次のように改める。

（個人の県民税に係る書類の様式）
第十九条　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。
一　条例第三十八条第一項から第三項までの規定による個人県民税賦課額の報告
二　条例第三十八条第四項の規定による個人県民税徴収状況の報告
三　条例第四十一条第二項の規定による個人県民税徴収取扱費の報告
四　第十七条第一項の規定による個人県民税賦課額変更の報告
五　第十七条第二項の規定による個人県民税払込の報告
六　第十七条第三項の規定による個人県民税欠損処分の報告
七　令第八条の四第一項の規定による個人県民税徴収の引継ぎ又は引受け
八　法第四十八条第二項の規定による個人県民税滞納状況の報告及び徴収の引継ぎ又は引受け
九　法第四十八条第七項の規定による個人県民税の徴収及び滞納処分の状況の通知
十　令第八条の四第二項及び第十八条第一項の規定による個人県民税徴収引受けの通知
十一　第十八条第二項の規定による個人市町村民税払込の通知

第二十一条の表中「条例第四十七条第二項―法人県民税減免申請書―様式第百五十八号」、「条例第四十七条第三項
法第五十三条第四十八項及び第四十八条第四項
法第五十八条第四項」

「十九項―法人県民税減免理由消滅申告書
法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分等に係る通知書―様式第百六十号
法人県民税分割基準修正請求書」

「法第五十八条第六項及び法第六十三条第四項―様式第百六十号の二及び様式第百六十号の三」

「六十三条第三項―法人の県民税に係る課税標準等の通知書―様式第百六十一号
法人等の市町村民税課税資料通知書―様式第百六十二号」を削り、同条に次の一項を加える。

2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。
一　条例第四十七条第二項の規定による法人県民税減免の申請

二　条例第四十七条第三項の規定による法人県民税減免理由消滅の申告
三　法第五十三条第四十八項及び第四十九項の規定による法人税確定申告書提出期限延長処分等の通知
四　法第五十八条第四項の規定による法人県民税分割基準修正の請求
五　法第五十八条第六項及び法第六十三条第三項の規定による法人県民税課税標準等の通知
六　法第六十三条第四項の規定による法人等市町村民税課税資料の通知

第二十一条の二を次のように改める。

（営業所等の設置等の届出書の様式）

第二十一条の二　条例第四十七条の七第一項及び第二項の規定による営業所等設置等の届出は、別に定める様式による届出書によつてしなければならない。

第二十一条の三第二項を次のように改める。

2　前項の規定による配当割の課税標準額又は税額の更正の通知は、別に定める様式による通知書によつてしなければならない。

第二十一条の四第二項を次のように改める。

2　前項の規定による株式等譲渡所得割の課税標準額又は税額の更正の通知は、別に定める様式による通知書によつてしなければならない。

第二十三条を次のように改める。

（個人の事業税に係る書類の様式）

第二十三条　第二十二条第四項の規定による申請者への通知は、様式第百六十四号によつてしなければならない。

2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。
一　条例第六十二条第二項の規定による個人事業税減免の申請
二　条例第六十二条第三項の規定による個人事業税減免理由消滅の申告
三　法第七十二条の五十第三項の規定による不動産所得及び事業所得に係る課税標準更正の請求
四　法第七十二条の五十四第三項の規定による個人事業税所得金額分割決定の通知
五　法第七十二条の五十八の規定による個人事業税所得決定の通知

第二十五条の表中「条例第五十四条第一項―法人事業税徴収猶予申請書―様式第百六十九号
条例第五十四条第二項―法人事業税徴収猶予期間延長申請書―様式第百七十号」、「法第七十二条の四十第一項―法人税の課税標準の更正（決定）請求書―様式第百七十一号」、「令第二十四条の三第六項（令第二十四条の四第六項、法第七十二条の四十九第二項及び第五項、令第二十四条の四の二、令第二十四条の四の三第三項及び令第二十四条の五において準用する場合を含む。）―法人事業税の確定申告書提出期限の延長等に係る通知書―様式第百七十三号
法人事業税分割基準修正等請求書―様式第百六十号の三を用いるものとする。」及び「法第七十二条の四十九第十一項―法人の事業税に係る課税標準等の通知書―様式第百六十一号を用いるものとする。」を削り、同条に次の一項を加える。

2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。
一　条例第五十四条第一項の規定による法人事業税徴収猶予の申請
二　条例第五十四条第二項の規定による法人事業税徴収猶予期間延長の申請
三　法第七十二条の四十第一項の規定による法人税課税標準の更正又は決定の請求
四　令第二十四条の三第六項（令第二十四条の四第六項、令第二十四条の四の二、令第二十四条の四の三第三項及び令第二十四条の五において準用する場合を含む。）の規定による法人事業税確定申告書提出期限延長等の通知
五　法第七十二条の四十九第二項及び第五項の規定による法人事業税分割基準修正等の請求
六　法第七十二条の四十九第十一項の規定による法人事業税課税標準等の通知

第二十七条第一項第一号中「第百二条」を「附則第六条」に改める。

第二十七条の二の表を次のように改める。

上欄	中欄	下欄
条例第七十四条第三項、条例第七十六条の二第四項、条例第七十六条の三第三項、条例第七十六条の四第二項、条例第七十六条の五第二項、条例第七十六条の六第二項、条例第七十六条の七第三項、条例第七十六条の八第二項、条例第七十六条の九第二項、条例附則第十六条第二項、第四項及び第六項並びに令附則第十条第十三項	不動産取得税徴収猶予承認（不承認）通知書	様式第百八十一号
第二十七条第二項	不動産取得税減免不承認通知書	様式第百八十二号
条例第七十五条第二項、条例第七十六条の二第四項、条例第七十六条の三第三項、条例第七十六条の四第二項、条例第七十六条の五第二項、条例第七十六条の六第二項、条例第七十六条の七第三項、条例第七十六条の八第二項、条例第七十六条の九第二項、条例附則第十六条第二項、第四項及び第六項、条例附則第十八条第一項並びに条例附則第十八条の二第一項	不動産取得税徴収猶予取消通知書	様式第百八十三号

第二十七条の二に次の一項を加える。

2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。
一　条例第七十条第一項の規定による不動産取得の申告
二　条例第七十四条第二項の規定による不動産取得税徴収猶予の申告
三　条例第七十六条の二第二項及び第四項並びに条例附則第十六条第二項、第四項及び第六項の規定による不動産取得税の減額又は徴収猶予の申告
四　条例第七十六条の三第二項及び第三項、条例第七十六条の四第二項、条例第七十六条の五第二項、条例第七十六条の六

第二項、条例第七十六条の七第三項、条例第七十六条の八第二項並びに条例第七十六条の九第二項の規定による不動産取得税の免除又は徴収猶予の申告
五　条例第六十三条第七項の規定による不動産取得税納税義務者変更の申告
六　条例第七十九条第二項の規定による不動産取得税減免の申請
七　条例第六十三条第八項、条例第七十六条第二項、条例第七十六条の二第四項、条例第七十六条の三第四項、条例第七十六条の四第二項、条例第七十六条の五第二項、条例第七十六条の六第二項、条例第七十六条の七第三項、条例第七十六条の八第二項、条例第七十六条の九第二項並びに条例附則第十六条第二項、第四項及び第六項の規定による不動産取得税還付の申請
八　法第七十三条の十八第三項の規定による不動産取得の通知
九　法第七十三条の二十一第三項の規定による不動産価格決定の通知
十　条例附則第十八条第三項の規定による不動産取得税徴収猶予の申請
十一　法附則第十二条第二項の規定による不動産取得税徴収猶予の届出
十二　令附則第十条第十二項の規定による受贈者又は贈与者の死亡の届出

第二十八条の三を次のように改める。

（県たばこ税に係る書類の様式）

第二十八条の三　第二十八条の二の規定による申請者への通知は、様式第百八十六号によつてしなければならない。

2　条例第八十三条の五の規定による県たばこ税納期限延長の申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

第三十条の三第一項中「特別徴収義務者に」の下に「別に定める様式による」を加え、同条第二項中「者の」の下に「別に定める様式による」を加える。

第三十六条の表を次のように改める。

上欄	中欄	下欄
第三十一条第二項	ゴルフ場利用税特別徴収義務者指定書	様式第百八十八号
第三十一条第二項	ゴルフ場利用税特別徴収義務者指定通知書	様式第百八十九号
条例第九十四条第三項	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証票	様式第百九十二号

第三十六条に次の一項を加える。

2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。
一　条例第八十六条第二項の規定によるゴルフ場利用税税率特例適用の申込み
二　条例第九十二条の規定によるゴルフ場利用税納入の申告
三　条例第九十四条第二項の規定によるゴルフ場利用税特別徴収義務者の登録又は変更登録の申請
四　条例第九十四条第五項の規定によるゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証票再交付の申請
五　条例第九十四条第六項の規定によるゴルフ場利用税経営廃止の届出

第四十五条第一項中「記載した」の下に「別に定める様式による」を加える。

第四十六条の二の二第一項中「添付した」の下に「別に定める様式による」を加える。

第四十六条の四第一項及び第五項、第四十六条の五第二項、第四十六条の八第二項並びに第四十六条の九第二項中「記載した」の下に「別に定める様式による」を加える。

第四十六条の十中「申告は、」の下に「別に定める様式による」を加える。

第四十七条の表を次のように改める。

上欄	中欄	下欄
条例第百二十七条第三項	納税済印	様式第二百四十五号
第四十五条第二項	自動車税課税免除承認（不承認）通知書	様式第二百五十号
第四十六条の二の二第二項	自動車税減額承認（不承認）通知書	様式第二百五十号の三
第四十六条の四第三項	自動車税減免申請受理印	様式第二百五十一号の三
第四十六条の四第四項、第四十六条の五第三項、第四十六条の八第三項（第四十六条の八の三において準用する場合を含む。）及び第四十六条の九第三項	自動車税減免承認（不承認）通知書	様式第二百五十一号の四

第四十七条に次の一項を加える。

2　条例第百三十四条第四項（条例第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による自動車税減免事由消滅の申告は、別に定める様式による申告書によつてしなければならない。

第四十八条を次のように改める。

（鉱区税申告書の様式）

第四十八条　条例第百四十三条の規定による鉱区税の申告は、別に定める様式による申告書によつてしなければならない。

第五十条に次の一項を加える。

2　次に掲げる通知は、別に定める様式による通知書によつてしなければならない。
一　法第七百四十二条第一項及び第三項の規定による大規模償却資産と認められる償却資産指定の市町村長への通知
二　法第七百四十三条第一項の規定による大規模償却資産価格決定の市町村長への通知

第五十一条第一項中「申請書は」の下に「、別に定める様式により」を加える。

第五十一条の五の表を次のように改める。

上欄	中欄	下欄
第五十一条第二項	自動車取得税減免承認（不承認）通知書	様式第二百五十六号の八
第五十一条の三第六項	自動車取得税減	様式第二百五

免申請受理印	十六号の九

第五十一条の五に次の一項を加える。

2　次に掲げる申告又は申請は、別に定める様式による申告書又は申請書によつてしなければならない。

一　条例第百七十四条の七第三項の規定による自動車取得税修正の申告

二　条例第百七十四条の九第九項の規定による自動車取得税免除又は徴収猶予の申告

三　条例第百七十四条の九第九項及び条例第百七十四条の十第二項の規定による自動車取得税還付又は免除の申請

第五十四条第二項中「ときは、」の下に「別に定める様式による」を加える。

第五十七条の表中

「地方税法施行規則第十八条の十一第二号	課税免除に係る軽油数量等報告書	様式第二百五十八号の二
条例第百八十四条第二項及び第四項	軽油引取税特別徴収義務者登録（変更登録）申請書	様式第二百五十九号
第五十三条第一項	軽油引取税登録特別徴収義務者登録通知書	様式第二百六十号
条例第百八十四条第五項	軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除申請書	様式第二百六十一号」

、

「条例第百八十四条の二第三項	軽油引取税特別徴収義務者証再交付申請書	様式第二百六十二号の二」

、

「第五十六条	免税証亡失（破損）届出書	様式第二百六十三号
条例第百八十五条第四項及び条例第百八十六条第八項	免税軽油使用者証又は免税証の返納届出書	様式第二百六十四号
第五十四条第一項	免税軽油使用者証書換え交付申請書	様式第二百六十五号
条例第百八十七条	免税証交付申請先届出書	様式第二百六十六号
条例第百八十八条	軽油引取税徴収猶予申請書	様式第二百六十九号」

及び

「条例第百八十九条第二項	軽油引取税還付申請書	様式第二百七十五号
条例第百八十九条第一項	返還軽油に係る報告書	様式第二百七十六号
条例第百九十条第一項	軽油引取税還付（納入免除）申請書	様式第二百七十七号
条例第百九十一条第一項	免税用途使用承認申請書	様式第二百七十八号」

を削り、同条に次の一項を加える。

2　次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしなければならない。

一　地方税法施行規則第十八条の十一第二号の規定による課税免除に係る軽油数量等の報告

二　条例第百八十四条第二項及び第四項の規定による軽油引取税特別徴収義務者の登録又は変更登録の申請

三　第五十三条第一項の規定による軽油引取税登録特別徴収義務者登録の通知

四　条例第百八十四条第五項の規定による軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除の申請

五　条例第百八十四条の二第三項の規定による軽油引取税特別徴収義務者証再交付の申請

六　第五十六条第一項の規定による免税証の亡失又は破損の届出

七　条例第百八十五条第四項及び条例第百八十六条第八項の規定による免税軽油使用者証又は免税証の返納の届出

八　条例第百八十七条の規定による免税証交付申請先の届出

九　条例第百八十八条の規定による軽油引取税徴収猶予の申請

十　条例第百八十九条第二項の規定による軽油引取税還付の申請

十一　条例第百八十九条第一項の規定による返還軽油の報告

十二　条例第百九十条第一項の規定による軽油引取税の還付又は納入免除の申請

十三　条例第百九十一条第一項の規定による免税用途使用承認の申請

第五十九条を次のように改める。

（狩猟税に係る書類の様式）

第五十九条　前条の規定による申請者への通知は、様式第二百八十一号によつてしなければならない。

2　条例第百九十九条第二項の規定による狩猟税免除の申請は、別に定める様式による申請書によつてしなければならない。

様式第三号を次のように改める。

様式第３号　削除

様式第五号を次のように改める。

様式第５号　削除

様式第五号の二及び様式第五号の三を削る。

様式第六号の二を次のように改める。

様式第６号の２　削除

様式第七号を次のように改める。

様式第７号　削除

様式第九号及び様式第十号を次のように改める。

様式第９号及び様式第10号　削除

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号　削除

様式第十四号及び様式第十五号を次のように改める。

様式第14号及び様式第15号　削除

様式第三十一号から様式第三十三号までを次のように改める。

様式第31号から様式第33号まで　削除

様式第三十五号を次のように改める。

様式第35号　削除

様式第四十号その一を削り、同様式その二中「その２」を削る。

様式第四十五号及び様式第四十六号を次のように改める。

様式第45号及び様式第46号　削除

様式第五十一号及び様式第五十二号を次のように改める。

様式第51号及び様式第52号　削除

様式第五十四号を次のように改める。

様式第54号　削除

様式第六十五号から様式第六十七号までを次のように改める。

様式第65号から様式第67号まで　削除

様式第六十九号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

様式第七十一号を次のように改める。

様式第71号　削除

様式第七十三号を次のように改める。

様式第73号　削除

様式第八十号を次のように改める。

様式第80号　削除

様式第八十七号を次のように改める。

様式第87号　削除

様式第九十二号その一中「その１」を削り、同様式その二を削る。

様式第九十五号及び様式第九十六号を次のように改める。

様式第95号及び様式第96号　削除

様式第九十八号及び様式第九十九号を次のように改める。

様式第98号及び様式第99号　削除

様式第百一号及び様式第百二号を次のように改める。

様式第101号及び様式第102号　削除

様式第百三号その一中「その１」を削り、同様式その二を削る。

様式第百五号及び様式第百六号を次のように改める。

様式第105号及び様式第106号　削除

様式第百八号から様式第百十一号までを次のように改める。

様式第108号から様式第111号まで　削除

様式第百十三号及び様式第百十四号を次のように改める。

様式第113号及び様式第114号　削除

様式第百十八号を次のように改める。

様式第118号　削除

様式第百二十一号の二を削る。

様式第百二十二号を次のように改める。

様式第122号　削除

様式第百二十四号を次のように改める。

様式第124号　削除

様式第百二十六号から様式第百二十九号までを次のように改める。

様式第126号から様式第129号まで　削除

様式第百三十一号を次のように改める。

様式第131号　削除

様式第百三十五号から様式第百五十八号までを次のように改める。

様式第135号から様式第158号まで　削除

様式第百六十号から様式第百六十号の三までを次のように改める。

様式第160号から様式第160号の３まで　削除

様式第百六十一号から様式第百六十三号までを次のように改める。

様式第161号から様式第163号まで　削除

様式第百六十五号から様式第百七十号までを次のように改める。

様式第165号から様式第170号まで　削除

様式第百七十一号を次のように改める。

様式第171号　削除

様式第百七十三号から様式第百八十号までを次のように改める。

様式第173号から様式第180号まで　削除

様式第百八十四号及び様式第百八十五号を次のように改める。

様式第184号及び様式第185号　削除

様式第百八十五号の二から様式第百八十五号の五までを削る。

様式第百八十七号を次のように改める。

様式第187号　削除

様式第百八十七号の二及び様式第百八十七号の三を削る。

様式第百九十号及び様式第百九十一号を次のように改める。

様式第190号及び様式第191号　削除

様式第百九十三号から様式第二百四十四号までを次のように改める。

様式第193号から様式第244号まで　削除

様式第二百四十六号から様式第二百四十九号までを次のように改める。

様式第246号から様式第249号まで　削除

様式第二百五十号の二を次のように改める。

様式第250号の２　削除

様式第二百五十一号及び様式第二百五十一号の二を次のように改める。

様式第251号及び様式第251号の２　削除

様式第二百五十一号の四の二及び様式第二百五十一号の五を削る。

様式第二百五十二号から様式第二百五十四号までを次のように改める。

様式第252号から様式第254号まで　削除

様式第二百五十五号その一中「その１」を削り、同様式その二を削る。

様式第二百五十六号その一中「その１」を削り、同様式その二を削る。

様式第二百五十六号の二から様式第二百五十六号の七までを次のように改める。

様式第256号の２から様式第256号の７まで　削除

様式第二百五十八号の二を削る。

様式第二百五十九号から様式第二百六十一号までを次のように改める。

様式第259号から様式第261号まで　削除

様式第二百六十二号の二を次のように改める。

様式第262号の２　削除

様式第二百六十三号から様式第二百七十一号までを次のように改める。

様式第263号から様式第271号まで　削除

様式第二百七十五号から様式第二百七十八号までを次のように改める。

様式第275号から様式第278号まで　削除

様式第二百八十号を次のように改める。

様式第280号　削除

附　則

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一　次号から第四号までに掲げる規定以外の規定　公布の日

二　第六条の二第一項の改正規定（「記載した」の下に「別に定める様式による」を加える部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「記載した」の下に「別に定める様式による」を加える部分を除く。）及び同条第三項の改正規定（「記載した」の下に「別に定める様式による」を加える部分を除く。）　平成十九年九月三十日

三　第五条を削る改正規定　平成十九年十月一日

四　第二十七条第一項第一号の改正規定　学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）
印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　ＦＡＸ(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄
古紙配合率100％